

【参考資料：被災宅地の調査・危険度判定マニュアル】

小	中	大
		
		
クラック幅 3 cm未満	クラック幅 3～15 cm未満または複数	クラック幅 15 cm以上または全面

地割れの損害認定を行う場合、被災宅地の調査・危険度判定マニュアルの基準を参考とする。

上図のように、クラック(亀裂)幅が15 cm以上又は全面にクラックが発生した場合(上図では大)に防災上危険のある宅地として判定されてくるため、クラック幅が15 cm以上の場合から地割れによる使用不能箇所としての損害認定を行うこととする。

【珠洲市】

【参考資料：被災宅地の調査・危険度判定マニュアル】

陥没等の損害認定を行う場合、被災宅地の調査・危険度判定マニュアルの基準を参考とする。

《陥没》

小	中	大
		
		
深さ 20 cm未満	深さ 20～50 cm未満	深さ 50 cm以上

マニュアルでは、深さが20cm以上の陥没が発生した場合(上図では中)に防災上危険のある宅地として判定されてくるため、**陥没の深さが20cm以上の場合から陥没による使用不能箇所としての損害認定を行う**こととする。

《沈下》

小	中	大
		
		
沈下量 10 cm未満	沈下量 10～25 cm未満	沈下量 25 cm以上

マニュアルでは、10cm以上の沈下が発生した場合(上図では中)に防災上危険のある宅地として判定されてくるため、**沈下量が10cm以上の場合から沈下による使用不能箇所としての損害認定を行う**こととする。

《段差》

小	中	大
		
		
段差 20 cm未満	段差 20～50 cm未満	段差 50 cm以上

マニュアルでは、20 cm以上の段差が発生した場合(上図では中)に防災上危険のある宅地として判定されてくるため、**段差が20 cm以上の場合から段差による使用不能箇所としての損害認定を行う**こととする。

《隆起》

小	中	大
		
		
隆起量 20 cm未満	隆起量 20～50 cm未満	隆起量 50 cm以上

マニュアルでは20 cm未満の隆起が発生した場合(上図では小)に防災上危険のある宅地として判定されてくるが、20 cm未満となると全てが該当してくるため、損害の程度については、**10 cm以上の隆起の発生が認められれば、隆起による使用不能箇所としての損害認定を行う**こととする。